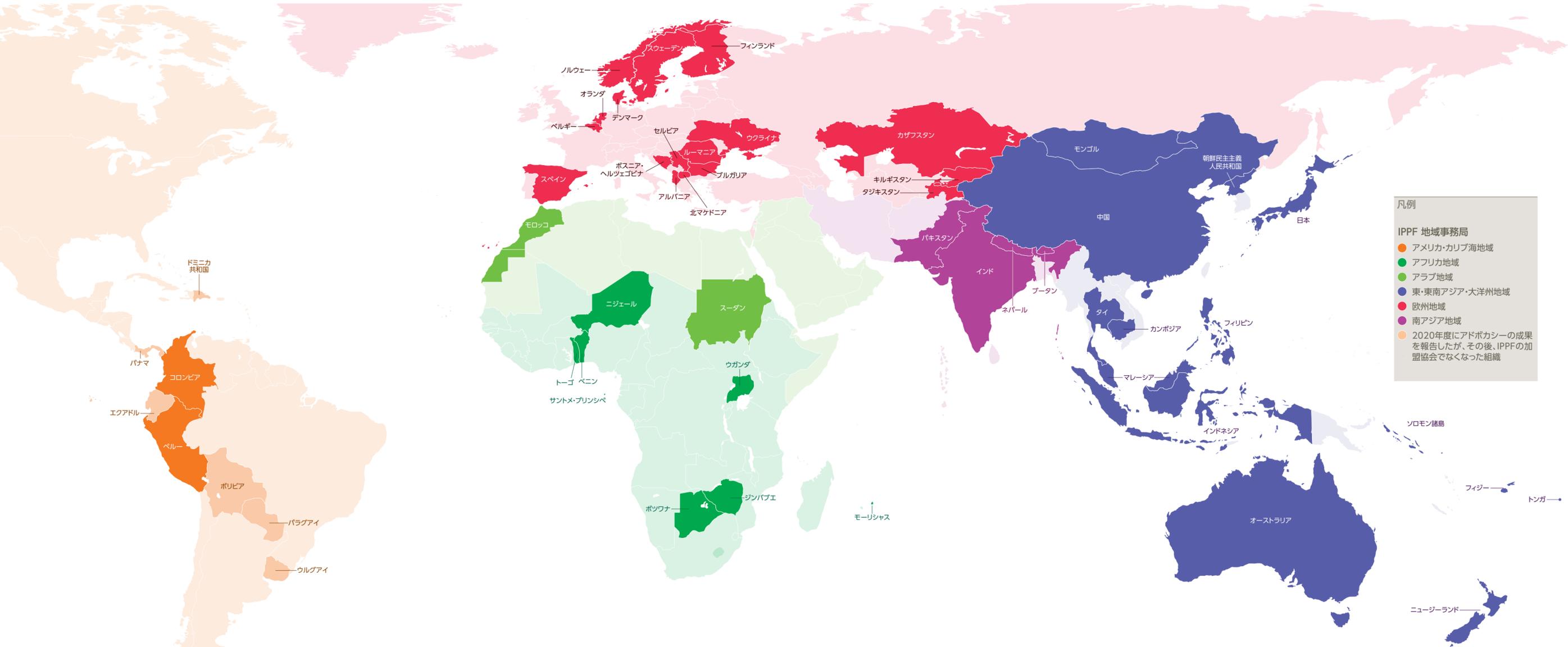


権利擁護の最前線で

アドボカシー活動の成果(国別、2020)

IPPFはより多くの人々がサービスを受けられるよう、性と生殖の権利とジェンダー平等を推進し、スティグマ(社会的汚名)と差別をなくすため、アドボカシー(政策提言)活動を通じて働きかけています。IPPFのアドボカシーは、何百万という人々の生活に大きな違いをもたらしています。IPPFは、法律と政策が性と生殖の健康と権利(SRHR)を擁護するものとなるよう、その策定と改正を促し、侵害するものには抗議の声を上げます。



- 凡例
- IPPF 地域事務局
 - アメリカ・カリブ海地域
 - アフリカ地域
 - アラブ地域
 - 東・東南アジア・大洋州地域
 - 欧州地域
 - 南アジア地域
 - 2020年度にアドボカシーの成果を報告したが、その後、IPPFの加盟協会でなくなった組織

IPPFコロンビア (Profamilia)

2020年に、コロンビアの人工妊娠中絶を刑法上の犯罪とするよう、反中絶運動が提訴しました。Profamiliaはこの脅威に対し、性と生殖の権利の専門家として反訴し、広く支援を呼びかけました。憲法裁判所は、科学的根拠に基づいたProfamiliaの意見を採用し、元の訴訟を棄却しました。反中絶派による訴訟がこのまま進んでいたら、コロンビアの人々の中絶の権利に壊滅的なダメージを与えたかも知れません。

IPPFスーダン (SFFPA)

2020年4月、スーダン政府は女性性器切除(FGM)を非合法とする新法を承認しました。この法律の下では、FGMを行った場合、最長3年間の懲役が課せられます。スーダンは世界でもFGMの実施率が高い国で、14-49歳の女性の87%が何らかの形でFGMを受けていると推定されています。SFFPAはこれまで何年間も、議員へのロビー活動や地域のコミュニティ指導者との連携などのアドボカシー活動を続け、スーダンでFGM撤廃を受け入れる政治的、社会的環境を整えてきました。

IPPFウガンダ (RHU)

2020年11月、RHUとそのパートナー団体の活動によって、国家薬品局の認可を受けられるようになり、1万軒の町の薬局で注射式避妊法を提供できるようになりました。ティップ・バイオレンス(DV)とジェンダーに基づく暴力(GBV)のリスクを最小にするための標準プロトコルの改正を正式に承認しました。ACPDが中心になって非常事態下のケア提供に関するガイドラインの策定プロセスを進め、標準プロトコルの草案に貢献し、主要なステークホルダーと共にラウンドテーブル、政策対話、啓発活動などのアドボカシー活動をしました。

IPPFアルバニア (ACPD)

ACPDとそのパートナー団体の粘り強いアドボカシー活動の結果、アルバニア保健省は2020年2月に、非常事態下で医療従事者がドメスティック・バイオレンス(DV)とジェンダーに基づく暴力(GBV)のリスクを最小にするための標準プロトコルの改正を正式に承認しました。ACPDが中心になって非常事態下のケア提供に関するガイドラインの策定プロセスを進め、標準プロトコルの草案に貢献し、主要なステークホルダーと共にラウンドテーブル、政策対話、啓発活動などのアドボカシー活動をしました。

IPPFネパール (FPAN)

ネパール教育省は2020年、高校に通う思春期の学生への包括的性教育(CSE)を全国で教育課程に統合する決定をしました。ネパールの若者が自分で決断するための情報と知識を得られるよう、FPANは年齢に応じた包括的性教育の教育課程への統合を求めて活動してきました。FPANはまた、全国レベルの包括的性教育専門家ワーキンググループのリーダーとして活動し、国家教育の第1稿にフィードバックを提出しました。

IPPFインドネシア (IPPA)

インドネシア政府は2020年にパンデミック下で女性の権利を差別とジェンダーに基づく暴力から守るための指針を承認しました。IPPAは指針の策定に積極的に関与しました。完成した指針は、今後、人道危機と災害下でジェンダーに基づく暴力の予防と対応をするすべての医療関係者とステークホルダーにとって、重要な資料になるでしょう。指針の内容は、IPPFの緊急対応必須サービスパッケージ(MISP)でもカバーしています。

IPPF欧州地域 (ENRO)

欧州議会(EC)が2020年11月に採択したEUジェンダー行動計画(Gender Action Plan, GAP)IIIは、性と生殖の健康と権利(SRHR)をジェンダー平等の実現に欠かせない要素とし、GAPの中心を成す柱の一つとなりました。さらに、性と生殖の健康と権利は、支柱である教育部門の中でも主流化され、特に包括的性教育が大きく取り上げられたほか、保健部門の支柱では、ユニバーサルヘルス・カバレッジ(UHC)の文脈で、その促進が言及されました。行動計画はさらに、欧州連合(EU)の開発援助の出資目標としてジェンダー平等を掲げ、EUパートナーである各国への目標額を決定しました。IPPF ENROは、ECとEU加盟国で回覧する性と生殖の健康と権利に関する政策方針書の草稿を作成するなど、新しい行動計画の採択に貢献しました。

IPPF (グローバル)

2020年の第42回国連人権理事会(HRC)で採択された女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する決議では、複数の要因による差別、インターセクショナルな差別(複数の形態が重なる差別)に焦点が当てられました。決議文に「からだの自己決定権」が加えられたことで、HRCの年次会議で初めて、全会一致で権利として認められました。決議では無条件に性と生殖の健康と権利を認めただけでなく、性と生殖の健康への権利についても書いています。このように、明確に性と生殖の健康と権利について決議文で言及したのも初めてです。IPPFは決議を提出した加盟国と市民社会組織のパートナーと緊密に連携し、決議案の共同折衝とアウトリーチ活動を行い、性と生殖の健康と権利とインターセクショナルな差別についての文言ができるだけ強く反映されるよう尽力しました。

政策・法律改正の実現実績2020

